

日本共産党を代表されました、川崎誠議員のご質問にお答えいたします。

イラクへの自衛隊派遣について

治安情勢が憂慮される中、国においては、隊員の安全確保に万全を期すとともに、国民世論の同姓をも踏まえ、憲法の平和の精神に基づき、戦争のない平和な社会の実現に向けた国際貢献を展開されるよう念願するものであります。

「三位一体の改革」について

国において決定された改革の全体像の中で、引き続き国と地方の協議の場が設けられた事は、一定の評価をするものですが、公共事業関係補助金の交付金化など、国の関与を残す結果となったものや、国の責任である生活保護費負担金など、地方案にないものが、見直しの対象になり、基幹税の移譲などとともに先送りされるなど、課題も多く、真の地方自治に向けた、地方分権の推進と言う地方が示した改革案の主旨からは、不十分なものと考えております。

今後、地方六団体などと連携する中で、情報収集等に努め、国に対しても必要な対応を図って参ります。

福山市沼隈町地区行政推進員設置、及び合併後の特別職のあり方について

行政推進員は、町議会議員として沼隈町の町づくりに尽くしてこられた議員の皆さんの豊富な経験を活かし、合併後の円滑な市政運営に寄与していただけるものと考えており、有効な制度であると考えております。

報酬につきましても、沼隈町議会議員時代と同様の役割を果たしていただくことから、沼隈町議会議員の報酬月額と同額としたものであると考えております。

いずれにいたしましても、行政推進員につきましても、両市・町の速やかな一体化と合併直後の時期の円滑な行政運営のために実際に日常的な活動をしていただくものでありますので、お手盛りとの批判派当たらないものと考えております。

参与は、町行政の懸案や課題への相談役・調整役という任務も合わせて担う有効な制度であると考えており、旧内海・新市町にあっては福山市参与として政治的・行政的経験や専門的な知識を合併後の円滑な推進に寄与したものであります。

国保行政について

まず、国庫負担金の変更についてであります、これは退職者医療制度の創設に伴うものであり、医療費負担の公平性を確保するためには、適切な制度の変更であったものと考えています。

次に、保険税の賦課割合についてであります、地方税法の規定に則して、応能割を50%、応益割を50%とすることを基本としているものであり、保険税軽減制度との関係から、応益割合を一定割合以下に低くする事は、困難であります。

次に、保険税の申請減免制度に係る低所得世帯に対する一律の減免につきましては、国の「保険基礎安定制度」を利用して頂きたいと考えております。

また、就学援助等を受けている世帯に対しても同様であります。

次に、一部負担金の減免につきましては、原稿で、ご理解頂きたいと考えています。

津銀、資格証明書についての項目ごとのお尋ねであります、資格証明書は、被保険者間の納税に対する公平性を、確保するために交付しているものであり、今後も厳正な対応をしてまいります。

介護保険制度について

まず、介護保険制度の見直しについてであります。

国においては、制度施行以来、要介護認定者や介護給付費が急増している実態を受け、将来の持続可能な制度の構築に向け、介護予防に重点を置いた制度の見直しを検討しているところです。

本市といたしましては、国の制度見直しの動向を踏まえた対応をして参ります。

次に、サービスの未利用の要因についてありますが、

「医療機関に入院していること」

「家族の介護を受けている事」

「サービスを使わなくても生活できる事」

などが主な要因と考えております。

次に、介護給付費の国庫負担割合についてありますが、現行の20%を25%に引き上げ、財政調整交付金はその枠が意図するよう、全国市長会を通じて要望しているところです。

また、保険料、利用料につきましても、財源確保も含め、抜本的な低所得者対策を講じるよう、全国市長会を通じて要望しているところです。

特別養護老人ホームの参酌標準につきましては、今後、国から示される予定であり、その内容を踏まえ対応して参ります。

環境・衛生行政について

ごみ固形燃料工場の運転体制と運転時間についてであります。市の職員がいない時間帯につきましては、連絡体制が取れるようマニュアルの整備をしております。

深夜電力の利用、作業の体制としているものであり、見直す考えはありません。

運転経費につきましても、有利な内容であると考えております。

次に、RDFによるゴミ処理事業については、広域的なダイオキシン類対策、エネルギーの有効利用、環境負荷の低減、最終処分場の延命化等を図るために、事業関係者が協力して進めてきたものです。

今後とも、廃棄物の処理を適正に行っていくため、安全を重視した運転管理につとめ、循環型社会の形成を目指して参ります。

また、ゴミ処理については、その処理方法に拘らず、発生抑制が、第一と考えております。

そのため、本年四月から、事業系紙ごみの搬入制限や資源回収の充実等の施策を実施し、ごみ減量化に積極的に取り組んでおります。

生活安全モデル地域に指定した浜松町一丁目などの生活環境浄化対策についてのお尋ねです。

現在、関係機関及び地域住民の取り組みによって、地域の状況は少しずつ改善されてきていると考えております。

今後についても引き続き連携をとりながら、対応して参ります。

街路灯については、設置状況の調査を行い、設置場所等、地元と協議する中で検討して参ります。

また、情報受付窓口や情報交換の場については、警察署の指導の下に、パトロールや情報収集が行われており、課題について相互に連携を取りつつ、生活環境の改善に取り組んで参ります。

教育行政について

始めに、養護教諭と共闘の複数配置についてです。

本年度、福山市の公立小中学校における養護教諭の配置は、各校1名ずつとなっており、大規模校については、複数配置となるよう、

県教育委員会に対して、強く要望をしているところです。

また、国に対しては、都市教育長会より、養護教諭の複数配置の拡充を含む「第7次公立義務教育所学校 教職員定数 改善計画」の着実な推進を求めて、要望をしているところです。

教頭の複数配置については、標準法に基づく27学級移譲の町学校が対象となっておりますが、

緑丘小学校は、この法に基づく編成が本年度25学級であり、該当いたしておりません。

中央公園地区に整備する施設について

中央公園地区整備基本構想や、基本計画報告書をふまえ、近年整備した施設との整合性を図るとともに、新たにニーズに対応するため子育て支援の機能などを加え、図書館と中央公民館の傷害学習機能及び市民の交流拠点として、多目的に利用できる会議室も整備する考えであります。

施設の建設にあたりましては、適切且つ効率的に実施して参ります。

中央公民館及び市民図書館の移転後の活用につきましては、様々な角度から検討していく考えであります。

福山芸術文化ホールの施設利用について

大ホールの通路につきましては、ホールの機能上、段差が不規則となっており、利用者に対して、館内への掲示や館内放送などによって、注意を促しているところであります。

特に、開演中は場内が薄暗いため、開演中の入退場を差し控えるよう呼びかけを継続して参ります。

なお、管理瑕疵による事故があった場合には、損害賠償責任を負担できる保険で対応してまいります。

建設・都市行政について

福山道路等の計画見直しについてありますが、福山道路等の幹線道路網は、将来にわたって、交通渋滞を解消・緩和し、市民生活の利便性・安全性の向上や、社会・経済活動の活性化を図るもので、本市が都市間競争に勝つためには、ぜひとも必要であり、今後も早期整備を推進して参りたいと考えております。

瀬戸学区の山北地区における現地調査について

本年 8 月より、地権者への了解確認を行い、用地件数の約 7 割で了解を得た結果、事業者である国・県の判断において、今月より実施されているものであります。

なお、事業説明会につきましては、一定の理解を得るべく、継続して開催する予定と伺っております。

靱港埋立て架橋について

排水権利者の同意がないまま、埋立て免許申請が行われた事案につきましては、無いものと聞いておりますが、靱地区の道路港湾整備事業につきましては、長い経過の中で、十分に議論がなされております。

これまで出願前に、権利者からの同意を得るべく取り組みをして参りましたが、関係者全員の排水同意を得るに至らない状況です。

しかし、靱地区住民の大多数の方が、この事業の早期実現を熱望されております。

また、重伝建の選定も急ぐ必要があります。

このような状況とこれまでの経過を踏まえて、事業の推進を図る事がもっとも重要と考えております。

この事業は、靱の地域課題を解決し、将来の靱地区の発展においては、最善の計画と認識しており、歴史的な資産と調和した整備が図られるものと考えております。

住宅改修に対する助成制度について

市内の建設業を取り巻く環境は、以前回復間が乏しい状況であると認識しています。

地域経済の活性化を図るため、これまでも、本して取り組んでいる諸施策の継続・促進を図るなかで、地元企業の育成・雇用の確保に努めて降ります。

一般民間住宅への助成制度につきましては、引き続き研究課題といたします。

競馬事業について

繰上げ充用は、例外的な措置であり、引き続き事業の経営健全化に取り組んで参りたいと考えております。

場外発売所の設置の取り組みにつきましては、現在、4 場外発売所での発売体制が整ったところであり、それぞれの地域における新規ファンの獲得に向けて、施設提供者と連携を深める中で売上増加を図って参りたいと考えております。

また、場外発売所の設置にあたっては、地域社会との十分な調整が図られる事が必要であり、福山市営競馬場外発売所設置要綱に沿って適切な推進を図る事としております。

地方競馬を取り巻く経営環境は、全国的に非常に厳しいものがありますが、今後、事業のあり方や振興策について、プロジェクトチームを作り、検討して参ります。

同和行政・同和教育行政について

「法的根拠が失われている」とのことではありますが、平成13年度末で失効した「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は、これはその名の通り、国の財政上の特別措置を定めているものであり、同和行政に係る法的根拠ではないと認識しております。

本市におきましては、学識経験者や市民代表からの幅広い意見を踏まえる中で、とりまとめられた「福山市同和対策審議会答申」を最大限尊重しながら策定した「福山市同和行政基本方針」に基づき、必要な施策の推進に努めているところであります。

引き続き、実施期間の最終年度である平成十七年度まで、施策の点検を行いつつ、「基本方針」に基づいた人権・同和行政の着実な推進に努めてまいります。